

女性活躍推進法第21条に基づく女性の職業選択に資する情報の公表

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（いわゆる女性活躍推進法）第21条の規定に基づき、鯖江・丹生消防組合における女性職員の活躍に関する情報を公表いたします。

○女性活躍推進法（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第21条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

1 女性職員一人あたりの各月ごとの超過勤務時間（令和6年） 単位：時間

| 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 |
|-----|-----|-----|------|-----|-----|------|------|-----|------|------|-----|
| 8.8 | 6.8 | 6.2 | 10.5 | 8.3 | 5.7 | 11.0 | 11.0 | 7.0 | 11.3 | 12.0 | 7.0 |

※女性職員の平均時間

2 年次休暇の平均取得日数（令和6年）

| 全職員 | うち女性職員 |
|-------|--------|
| 7.73日 | 9.31日 |

3 育児休業取得率（令和6年）

| 男性職員 | 女性職員 |
|-------|------|
| 28.6% | - |

4 配偶者出産休暇取得率（令和6年）

| 配偶者が出産した職員 | うち休暇取得職員 | 取得率 |
|------------|----------|-------|
| 7人 | 4人 | 57.1% |

5 採用試験受験者の割合（令和6年）

| 職種 | 男性 | 女性 | 計 |
|------|-----|----|-----|
| 消防吏員 | 30人 | 1人 | 31人 |

6 職員の割合（令和7年1月1日現在）

| 職種 | 男性 | 女性 | 計 | 女性職員割合 |
|------|------|----|------|--------|
| 消防吏員 | 116人 | 4人 | 120人 | 3.3% |
| 事務職員 | 1人 | － | 1人 | － |
| 合計 | 117人 | 4人 | 121人 | 3.3% |

7 役職（管理職）に占める女性の割合（令和7年1月1日現在）

| 役職 | 消防士 | 消防副士長 主事 | 主査 | 主任 | 課長補佐 | 管理職 | | | |
|----|-----|-------------|-----|-----|------|-----|----------|----|-----|
| | | | | | | 参事 | 課長 主幹 | 次長 | 消防長 |
| 男性 | 20人 | 17人 | 18人 | 18人 | 22人 | 11人 | 7人 | 3人 | 1人 |
| 女性 | － | 2人 | 1人 | － | 1人 | － | － | － | － |

8 勤続年数の男女差異（令和7年1月1日現在）

| | 勤続年数 | 男女差 |
|------|--------|-------|
| 男性平均 | 17年5ヵ月 | 3年3ヵ月 |
| 女性平均 | 14年2ヵ月 | |

令和7年2月